

1(1) 路線名 親田中村線

(2) 供用を開始する区間

飯田市中村1978番の4地先から

飯田市中村1545番の9地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成17年3月28日

2(1) 路線名 時又中村線

(2) 供用を開始する区間

飯田市中村1545番の9地先から

飯田市中村1545番の9地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成17年3月28日

道路維持課

長野県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年3月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 国道147号

2 供用を開始する区間

南安曇郡豊科町大字高家1435番の3地先から

南安曇郡豊科町大字高家1385番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成17年3月25日

道路維持課

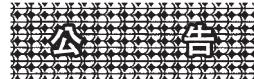
長野県佐久地方事務所告示第1号

佐久広域連合長から申請のあった佐久広域連合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成17年2月25日付けで許可しました。

平成17年3月14日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

市町村課



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次の者を表彰しました。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

平成17年2月4日表彰 自治功労

青木誠	有賀今朝雄	池田康行
伊藤和夫	伊藤邦廣	岩垂武
熊崎安二	春原利幸	高橋秀一
高山政彦	茅野徳則	永井順裕
丸山茂	桝沢貞雄	吉川徹
依田吉郎		

秘書広報チーム
市町村課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県電子計算機のデータ入力業務委託一式

(2) 役務の特質

電子計算機の処理に係るデータ入力業務

(4) 履行期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 入札方法

数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価（小数点以下第2位まで）並びに1文字平均単価（小数点以下第4位まで）について行います。1文字平均単価の算出は、入札説明書によります。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価に、それぞれ当該単価の100分の5に相当する額を加算した単価をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成17年3月25日 午後5時まで

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画局情報政策課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月28日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎105号会議室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

要します。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、1文字平均単価の最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成17年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

自動車税納税通知書作成業務

- (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 履行期間

平成17年4月1日から平成17年7月15日まで

- (4) 入札方法

印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり、封入封かん1枚当たり及びはがき加工1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026 (235) 7051

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年4月1日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎105号会議室

- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年3月31日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部税務課

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、平成17年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

税務課

公告

長野県医療労働組合連合会から賃金引上げ等の要求に関して、平成17年3月17日以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野医療生協労働組合、中信民医連労働組合、諏訪民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、上伊那医療生協労働組合、北長野医院労働組合、賛育会豊野労働組合、長野県厚生連労働組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

労政課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

豊科都市計画下水道 豊科町公共下水道

2 縦覧場所

長野県生活環境部水環境課生活排水対策室及び豊科町上下水道課

水環境課生活排水対策室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年2月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 マシュマロ

3 代表者の氏名

平出友伯

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大門並木町10番9号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るために、障害者の自立生活を支援する事業や市民の理解を得る為に必要な事業を行い、障害者が地域で当たり前に暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年3月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 うえだ神川フットボールクラブ

3 代表者の氏名

窪田晴夫

4 主たる事務所の所在地

上田市大字古里741番地

5 定款に記載された目的

本法人は、この地域の子供から社会人を対象に、スポーツ（サッカー）を通じて心体を育成する機会を提供すると共に、サッカーの技術向上・普及の為の事業を行い、地域密着型のクラブチームを創りあげる。又、指導環境を充実させ、地域住民の体力づくり、連帯意識の高揚に寄与することを目的とし、子供達が、社会人になったときこの地域でのスポーツ指導（町の先生的存在）に携われるような、循環型の機能を構築する。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム小諸店

小諸市大字滋野甲字金卸1442-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)カインズ

群馬県高崎市高関町380

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋嘉雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋嘉雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅

4 変更した年月日

平成17年1月1日

5 届出年月日

平成17年2月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年3月14日から平成17年7月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム駒ヶ根店

駒ヶ根市赤穂920-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)カインズ

群馬県高崎市高関町380

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋嘉雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋嘉雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅

4 変更した年月日

平成17年1月1日

5 届出年月日

平成17年2月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年3月14日から平成17年7月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム高森店

下伊那郡高森町山吹4078-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)カインズ

群馬県高崎市高関町380

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋嘉雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋嘉雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅

4 変更した年月日

平成17年1月1日

5 届出年月日

平成17年2月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年3月14日から平成17年7月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム塩尻店

塩尻市大字広丘高出1575ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)カインズ

群馬県高崎市高関町380

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋嘉雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋嘉雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅

4 変更した年月日

平成17年1月1日

5 届出年月日

平成17年2月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年3月14日から平成17年7月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム梓川店

南安曇郡梓川村大字倭2162-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)カインズ

群馬県高崎市高闘町380

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋嘉雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋嘉雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅

4 変更した年月日

平成17年1月1日

5 届出年月日

平成17年2月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年3月14日から平成17年7月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

平成17年3月8日、上田農水土地改良区連合の定款変更を認可しました。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

下伊那郡松川町による松川生田地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成17年3月14日

長野県下伊那地方事務所長 田野尻 正

1 縦覧に供する書類

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年3月15日から4月12日まで

3 縦覧の場所

下伊那郡松川町役場

土地改良課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年3月14日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

1 許可番号 平成17年2月3日

長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-18号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字境新田小館山下1023-5、1023-6、1023-7、1023-8、1023-10、1023-11、1023-12、1023-15、1023-16、1023-17

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市港北区綱島西4-8-29

ログリゾート有限会社 代表取締役 星 欣延

東京都中央区日本橋蛎殻町1-32-13-202

株式会社エスエス 代表取締役 嶋本雅司

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年3月14日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内生義

1 許可番号 平成16年11月24日

諏訪地方事務所指令16諏地建第16-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岡谷市大栄町1丁目（第1工区）8532-1の内、8609の内、8610-1の内、8615の内、8616-1の内、8621の内、8609-2の内、8615-3の内、8621-2の内、8606-3、8614-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡谷市田中町1-5-5

興和工業株式会社 代表取締役 宮坂友武

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年3月14日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

1 許可番号 平成16年12月27日

長野県指令16建第8-13号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字堀ノ内字ツマタキ139-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字上西条134-1

木藤岡 一幸・木藤岡 緑

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年3月14日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

1(1) 許可番号 平成17年1月7日

長野県長野地方事務所指令16長地建第68-7号

1(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字郷原103-1、116-1

1(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字塩川492番地1

株式会社住まいのセンター 代表取締役 大磯守昭

2(1) 許可番号 平成16年12月27日

長野県指令16建第9-13号

2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字梨木原1446-4、1446-9

2(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市徳間727-19 鬼石喜明・鬼石恵里

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月14日

長野県農科建設事務所長 森田剛弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

犀川安曇野流域下水道汚泥収集運搬及び処分業務委託 360トン（予定数量）

(2) 役務の特質

下水汚泥の収集運搬及びセメント資源化による処分

(3) 履行期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 処分汚泥発生場所

南安曇郡豊科町大字田沢6709

犀川安曇野流域下水道終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により、長野県知事及び積み降ろしをする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の収集及び運搬の業を受けたものであること。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業を受けた者であること。

(6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成17年3月14日から平成17年3月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日

午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

南安曇郡豊科町大字豊科4960-1

長野県農科建設事務所 総務課 総務係

電話 0263 (72) 8880

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月29日 午前11時

イ 場所 長野県南安曇庁舎 3階301号会議室

(4) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(4)及び(5)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成17年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

水環境課生活排水対策室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月14日

長野県豊科建設事務所長 森田剛弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

犀川安曇野流域下水道汚泥処分業務委託 2,050トン（予定数量）

(2) 役務の特質

下水汚泥のセメント資源化による処分

(3) 履行期間

平成17年4月1日から平成17年9月30日まで

(4) 処分汚泥発生場所

南安曇郡豊科町大字田沢6709

犀川安曇野流域下水道終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業の許可を受けた者であること。

(5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項に示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成17年3月14日から平成17年3月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

南安曇郡豊科町大字豊科4960-1

長野県豊科建設事務所 総務課 総務係

電話 0263 (72) 8880

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月29日 午前11時

イ 場所 長野県南安曇庁舎 3階301号会議室

(4) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成17年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

水環境課生活排水対策室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月14日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長
塙野敬一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

千曲川流域下水道（上流処理区）汚泥収集運搬及び処分業務
委託（長野市 真島1） 330トン（予定期量）

(2) 役務の特質

下水汚泥焼却灰（乾灰）の収集運搬及びセメント資源化による処分

(3) 履行期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(5) 処分汚泥発生場所

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

(6) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する

金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により、長野県知事、長野市長及び積み降ろしする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の収集及び運搬の業の許可を受けた者であること。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業の許可を受けた者であること。

(6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成17年3月14日から平成17年3月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課 総務係

電話 026（224）3652

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月29日 午前10時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所

3階301号会議室

(4) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成17年3月28日 午後5時（必着）

イ 提出場所 郵便番号 380-0917

長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所

総務課 総務係

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。